

e-Tax を利用する場合の添付書類の提出について

e-Tax については、利用者の更なる利便性向上を図るため、添付書類の提出方法の見直しを行い、平成 28 年 4 月 1 日（金）から、次の方法により添付書類の提出ができます。

添付書類のイメージデータによる提出

◎ e-Tax で申告・申請等を行う場合に、別途書面による提出が必要な添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF 形式）による提出ができます。

《対象手続》

1. 法人税、消費税（法人）及び酒税の申告
2. 源泉所得税、法人税、消費税（法人）、酒税及び法定調書などの申請等

（注）所得税及び贈与税などの申告・申請等については、平成 29 年 1 月 4 日（水）からイメージデータによる提出が可能となる予定です。

《対象となる添付書類》

イメージデータで提出可能な添付書類は、別途書面での提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの書類となります。

（注）1 イメージデータで提出可能な添付書類の具体的な名称等については、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm）に掲載しています。

2 イメージデータで提出された添付書類のうち、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：収用証明書、登記事項証明書など）については、税務署から、その内容の確認のため、原則 5 年間（贈与税、移転価格税制に係る法人税等の申告は 6 年間、法人税の純損失等の金額がある場合の申告は 9 年間）、これらの書類の提出又は提示を求められることがあります。

なお、次に掲げる添付書類は、イメージデータによる提出の対象となりません。

- ◆ 所得税申告で記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる添付書類（例：給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書など）
- ◆ 電子データ（XML 形式又は XBRL 形式）により提出が可能な添付書類（例：所得税青色申告決算書、法人税申告の別表など）
- ◆ 原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要な添付書類（例：印紙税過誤納確認申請など）

《主な要件》

1. イメージデータで提出可能なデータ形式は、「PDF 形式」のみとなります。
2. イメージデータによる提出は、次の送信方式（併用可能）により行います。

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データの提出（送信）時に、当該データと添付書類のイメージデータを同時に送信する方式	1 回
追加送信方式	申告・申請等データの提出（送信）後に、別途、添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10 回まで可能

（注）送信可能回数は、同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大 11 回までとなります。

3. 上記の送信方式による 1 送信当たりの送信可能な上限は、次のとおりです。
 - ・ファイル数：最大 16 ファイルまで
 - ・データ容量：1 ファイル最大 1.0MB（かつファイル合計で最大 1.5MB）

e-Tax で受付可能なデータ形式への変換機能の提供

◎ 税務・会計ソフト等で作成した各種データについては、これまでは各ソフトウェアが独自にファイル規格を定め、その仕様が統一されていなかったことなどから、e-Tax ソフト（PC 版）を含む各民間ソフトウェア相互間のデータ交換が困難であり、e-Tax 未対応のソフトで作成されたデータは、別途、添付書類としての郵送が必要となるなど、納税者及び税務署の双方にとって利便性が低い状況でした。

こうした中、特に作成機会の多い法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書について、国税庁が標準的な CSV 形式データを定め、かつ、当該 CSV データを e-Tax で受付可能な XBRL 形式（財務諸表）及び XML 形式（勘定科目内訳明細書）に変換可能となるよう e-Tax ソフト（PC 版）を改修するとともに、同機能をモジュールとして民間ソフトウェア開発業者に提供することによって、当該帳票の e-Tax 送信を促進します。

（注）標準的な CSV 形式及びモジュールは e-Tax ホームページで公開予定です（平成 28 年 1 月中旬～2 月下旬に順次公開）。

《対象手続》

法人税の申告に添付される次の財務諸表等

1. 財務諸表

貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、個別注記表、損益金の処分表

2. 勘定科目内訳明細書

各種勘定科目内訳明細書（16 種類）

《利用の流れ》

e-Tax ソフト（PC 版）又は同変換機能を取り込んだ税務・会計ソフトは、他社ソフトで作成された財務諸表等データ（標準 CSV）を組み込む（インポート）ことにより、自動的にデータ変換（CSV 形式⇒XML 形式等）され e-Tax へ送信できます。

（注）1 一度に組み込める財務諸表等データ（CSV 形式）の量は、10MB（およそ 600 枚～700 枚相当）までで、かつ、e-Tax への送信は、申告書等データを含めて 10MB までとなっています。

2 財務諸表等データ（CSV 形式）の勘定科目名称については、e-Tax 送信可能データ（XBRL 形式）への変換時に国税庁で定めた勘定科目名に変換される場合があります（例：「現金・預金」⇒「現金及び預金」）。

なお、変換前後の勘定科目名を表示・確認することができます。

【イメージ】

